

会議開催のお知らせ

栃木県糖尿病・慢性腎臓病（CKD）対策協議会（第36回）

栃木県糖尿病・慢性腎臓病（CKD）対策協議会設置要綱に基づき、本県における糖尿病及び慢性腎臓病対策の総合的な推進を図るため、下記のとおり栃木県糖尿病・慢性腎臓病（CKD）対策協議会（第36回）を開催します。

傍聴を希望する方は、次に定める手続に従って傍聴してください。

■ 開催日時 令和8（2026）年9月30日（水）
午後7時00分から

■ 開催場所 宇都宮市塙田1-1-20
栃木県庁本館6階大会議室1

■ 議題
（1）栃木県の糖尿病・慢性腎臓病の現状と今後の取組
（2）「糖尿病重症化予防プログラム推進ネットワーク構築事業」について
（3）栃木県保健医療計画（8期計画）中間見直し（糖尿病分野）

■ 傍聴定員 10名
傍聴を希望される方は、協議会の開催予定時刻までに、会場受付で傍聴の申込みをしてください。（1団体につき3名まで）
なお、傍聴希望者が傍聴定員を超える場合は、先着順により傍聴者を決定いたしますので、あらかじめ御了承願います。
（詳細については、別紙の傍聴要領を御覧ください。）

■ 問い合わせ先 栃木県保健福祉部感染症・疾病対策課疾病対策担当
（栃木県糖尿病・慢性腎臓病（CKD）対策協議会事務局）
電話：028（623）3095

傍 聴 要 領

栃木県糖尿病・慢性腎臓病（CKD）対策協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第、受付を終了いたします。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- ア 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- イ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- ウ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- エ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- オ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。